

大会宣言

ここ徳島県で2016年4月1日に施行された「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」は、徳島のろう者や手話関係者等が2014年2月に「情報アクセス・コミュニケーション保障条例（仮称）」の制定を県知事に要望したことが契機となって制定されました。

私たちは、諸先輩が長年取り組んできたろう者の人権保障のための運動を受け継ぐとともに、音声言語と同じく、手話の獲得や手話の自由な使用が保障され、手話による会話が当たり前になる社会の実現を求めてきました。

全国の仲間とともに「手話はいのち」という思いを掲げ、2011年から手話言語法の制定を求める運動を進め、全国1,788自治体すべてが「手話言語法の制定を求める意見書」を国に提出するという画期的な快挙を成し遂げました。また、各地で手話言語条例が採択される等、地域の暮らしに手話を根付かせる取り組みも広がっています。この大きな成果から、全国の仲間の想いと結束の大切さを強くかみしめています。

さらに、私たちは「自分たちのコミュニケーション手段を自分で選ぶ」という自己選択の必要性和情報アクセシビリティの重要性への理解を広めていくため、「情報アクセシビリティ・フォーラム2015」を開催し、成功をおさめることができました。このイベントにおいて、あらゆる必要な情報を望む形で享受することが、私たちの基本的人権であるということを改めて確認しました。

また、私たちの生活の根幹を支える「意思疎通支援事業」については、障害者総合支援法の施行後3年見直しにより、手話通訳者等を育てるための指導者養成の重要性と地域における社会資源と制度の柔軟な活用、情報提供施設の更なる活用等が提言されました。そして、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行により、社会のあらゆる場面において「手話」の必要性や認知度が飛躍的に向上していきます。

私たちは、この気運の高まりを逃さず、手話言語法の制定に向けてこれからも国に働きかけていきます。ろう者の人権が保障された社会を築いていくために、阿波踊りや鳴門の渦潮のように力強く、そして元気よく、今後も運動を進めていくことを誓います。

2016年6月12日

第64回 全国ろうあ者大会